



熊本県公報

号外 第64号
令和2年(2020年)
11月30日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………	(県政情報文書課) 1
○知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………	(") 1
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則……………	(市町村課) 1
○熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………	(自然保護課) 2
○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(") 2
○熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………	(団体支援課) 2
○熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則……………	(水産振興課) 13
○熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則……………	(") 16
○熊本県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則……………	(漁港漁場整備課) 16

規 則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第42号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。
第3条第2号中「第74条第1項」を「第128条第1項」に改める。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第43号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県規則第30号)の一部を次のように改正する。
第6条の2の見出し及び同条中「第16条第3号ただし書ウ」を「第16条第3号ウ」に改め、同条第2号中「第74条第1項」を「第128条第1項」に改める。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第44号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則
熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「、第86条の4第1項」を「又は第86条の4第1項」に、「若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項」を「、第5項、第6項」に改め、同項第5号を削り、

同条第3項中「(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第45号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第24条第4号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第46号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第23条第10号ウ及び第28条第6号エ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第47号

熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
熊本県水産業協同組合法施行細則(平成27年熊本県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同条第2項第1号中「の変更をしようとする場合にあっては、資源管理規程の新旧条文の対照表」を削り、同項に次の5号を加える。

- (3) 資源管理規程の設定又は変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- (4) 法第11条の3第3項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- (5) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この号において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- (6) 資源管理規程の変更をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 資源管理規程の新旧条文の対照表
 - イ 資源管理規程の変更が省令第3条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書面
- (7) その他知事が必要と認める事項を記載した書面

第4条に次の1項を加える。
2 前項の届出書には、資源管理規程の廃止が省令第3条の規定により定めた資源管理規程を廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書面を添付しなければならない。

第5条第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同条第2項中「信用事業規程」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 信用事業規程
- (2) 信用事業規程の設定の理由を記載した書面
- (3) 信用事業規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本

第6条中「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 信用事業規程の変更をしようとする場合にあっては、信用事業規程の新旧条文の

別記第5号様式中「次の関係書類のとおりに」を削り、「(第92条第1項・第96条第1項・第100条第1項において準用する同法第92条第1項・同法第96条第1項・同法第100条第1項)に改め、「よ」の次に「次の関係書類を添えて」を加える。

別記第6号様式中「(次の関係書類のとおりに)」を削り、「よ」の次に「次の関係書類を添えて」を加える。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

別記第9号様式中「次の関係書類のとおりに」を削り、「(第96条第1項・第100条第1項において準用する同法第105条第1項)の2第3項」を「第15条の2第3項(同法第96条の次に「次の関係書類を添えて」を加える。準用する場合を含む。)」に改め、「よ」の次に「次の関係書類を添えて」を加える。

別記第11号様式中「(第92条第3項・第96条第3項・第100条第3項において準用する同法)第34条の5第1項ただし書(同法第92条第3項・同法第96条第3項・同法第100条第3項)において準用する場合を含む。」に、「参考となるべき」を「知事が必要と認め」に改める。

別記第12号様式中「(第86条第2項・第92条第3項・第96条第3項・第100条第3項)の8第3項において準用する同法第43条第1項」を「第43条第3項(同法第86条第2項・第92条第3項・第96条第3項・第100条第3項)に改める。」に改める。

別記第13号様式中「行う者」を「行うべき者」に、「(第92条第3項・第96条第3項・第100条第3項)の8第3項において準用する同法)第43条第3項」を「第43条第3項(同法第92条第3項・同法第96条第3項・同法第100条第3項)に改める。」に改める。

別記第14号様式中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「第53条第1項」を「第53条第2項」に改め、「第86条第2項」を削り、「により作成した財産目録及び」を「による」に改め、「第86条第2項」を削り、「により作成した財産目録及び」を「による」に改める。

別記第15号様式中「次の関係書類のとおりに」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、「よ」の次に「次の関係書類を添えて」を加える。

別記第16号様式中「次の関係書類のとおりに」を削り、「(第96条第3項において準用する同法)第54条の4第4項」を「第54条の4第4項(同法第96条第3項)において準用する場合を含む。)」に改め、「よ」の次に「次の関係書類を添えて」を加える。

別記第17号様式中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改め、「組合員・会員名簿」の次に「(別記第18号様式)」を加える。

別記第19号様式中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号の2様式(第20条の2関係)

総会の決議等による解散届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

年 月 日に により 組合(連合会)を解散しましたので、水産業協同組合法第68条第4項(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)(第91条第4項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。))の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 解散の理由を記載した書面
- 2 水産業協同組合法第68条第1項第1号(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は同法第91条第1項第1号(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の事由により解散した場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 解散の登記に係る登記事項証明書
 - (2) 解散を決議した総会の議事録の謄本
- 3 水産業協同組合法第68条第1項第4号(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は同法第91条第1項第4号(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の事由により解散した場合にあつては、解散の登記に係る登記事項証明書

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第20号様式中「解散届出書」を「法定解散届出書」に、「第68条第5項」を「第68条第6項」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「第91条第5項」を「第91条第6項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第20号の2様式(第21条の2関係)

事業を廃止していない旨の届出書

年 月 日

熊本県知事 様

名称

主たる事務所

代表する理事の住所

代表する理事の氏名

印

年 月 日付け 第 号で通知のありました休眠組合の届出に関する公告
については、当組合は事業を廃止していませんので、水産業協同組合法第68条の2第1項(同
法第86条第4項・同法第92条第5項・同法第96条第5項・同法第100条第5項において
準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第20号の3様式(第21条の3関係)

組合の継続の届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

年 月 日に解散した 組合(連合会)は、年 月 日の
 総会(総代会)において、組合(連合会)を継続する旨の決議をしましたので、水産業協同組
 合法第68条の3第3項(同法第86条第4項・同法第92条第5項・同法第96条第5項・同法
 第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により次の関係書類を添えて届け出ま
 す。

関係書類

- 1 継続の登記に係る登記事項証明書
- 2 組合の継続を決議した総会又は総代会の議事録の謄本

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第21号様式(表面)中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、
 「信用事業実施組合を除く。」を削り、「事務所及び合併後における」の次に「収支及び」
 を加え、同様式(裏面)中「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「
 第105条第5項」に、「準用する同法第53条第1項の規定により作成した財産目録及

び」を「読み替えて準用する同法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る財産目録又は」に改める。
別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式(第23条関係)

漁業生産組合定款変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
名称
代表する理事の氏名

定款を変更しましたので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 定款の新旧条文の対照表
- 2 定款の変更の理由を記載した書面
- 3 定款の変更を決議した総会の議事録の謄本
- 4 出資1口の金額の減少に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 水産業協同組合法第86条第2項において読み替えて準用する同法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表
 - (2) 水産業協同組合法第86条第2項において読み替えて準用する同法第53条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 出資1口の金額の増加に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、組合員又は会員の全員の同意を得たことを証する書面
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第25号様式中「組合と」を「年月日に組
合と」に、「第69条第4項(同法第86条第4項において準用する場合を含む。(3)に
おいて同じ。)」を「第86条第4項において読み替えて準用する同法第69条第4項」
に、「準用する同法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び」を「読み替えて
準用する同法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日の
いずれか早い日における最終事業年度に係る財産目録又は」に、「第69条第4項
を「第86条第4項において読み替えて準用する同法第69条第4項において」に改める。
別記第27号様式中「第86条の9」を「第86条の10」に改める。
別記第28号様式及び別記第29号様式を次のように改める。

別記第28号様式(第29条関係)

業務(会計)状況検査請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕
及び主たる事務所の所在地

組合(連合会)の業務(会計)の状況を検査していただきたいので、水産業協同組合法第123条第1項の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 検査を請求する理由を記載した書面
- 2 総組合員又は総会員の10分の1以上の同意を得たことを証する書面

備考

- 1 氏名(法人にあつては、法人の代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第29号様式（第30条関係）

決議（選挙・当選）取消請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕
及び主たる事務所の所在地

組合（連合会）について、 年 月 日に決定しました総会（創立総会）の決議（選挙・当選）を取り消していただきたいので、水産業協同組合法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 総会（創立総会を含む。）の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする知事の処分又は定款若しくは規約に違反する事実を証する書面
- 2 総組員又は総会員の10分の1以上の同意を得たことを証する書面

備考

- 1 氏名（法人にあつては、法人の代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第48号

熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則
熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成30年熊本県規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（漁獲量等の報告の方法）

第3条 法第30条第1項の規定による報告は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係るものにあつては漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））（別記第1号様式）により、漁獲努力量管理区分に係るものにあつては漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）（別記第2号様式）により、それぞれ行うものとする。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信便事業者による同条第2項に規定する信書便により前項の規定による報告をした場合における漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第19条第1項ただし書の規定により法第14条第1項に規定する方針に定める期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

（電子情報処理組織による報告）

第4条 報告者は、法第30条第1項の規定による報告について、前条第1項に規定する報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通過して当該報告の電子情報が記録されるものにより行うことができる。

2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

3 第1項の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係るものにあつては漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））（別記第1号様式）により、漁獲努力量管理区分に係るものにあつては漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）（別記第2号様式）により、それぞれ行うものとする」とあるのは、「当該報告をしようとする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）として知事が指定するものか」として知事が指定するものとする。

附 則

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則による改正前の熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有するものとす。

別記第1号様式 (第3条関係)

漁獲量等報告書 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。))

年 月 日

熊本県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		漁船登録番号	船舶の名称
		KM ー	
		KM ー	
特定水産資源の名称	管理区分	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可 (漁業法第57条第1項の許可をいいます。) に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号 (海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、承認番号) を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号をそれぞれ記入してください。ただし、許可番号 (承認番号を含みます。) 又は免許番号のいずれも持たない場合には、空欄としてください。
- 「漁船登録番号」及び「船舶の名称」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、空欄としてください。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ (30 kg 未満の小型魚)」と「くろまぐろ (30 kg 以上の大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて、「管理区分」、「陸揚げした日」及び「漁獲量」の欄に記入してください。
- 「管理区分」の欄は、漁業法第14条第1項に規定する方針において定める当該特定水産資源の知事管理区分の名称を記入してください。
- 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合には、いけす (移送用の仮いけすを含む。) に入れた日を記入してください。
- 「漁獲量」の欄は、日別漁獲量を記入してください。

別記第2号様式 (第3条関係)

漁獲努力量等報告書 (漁獲努力量管理区分)

年 月 日

熊本県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		漁船登録番号	船舶の名称		
		KM ー			
		KM ー			
特定水産資源の名称	管理区分	陸揚げした日	漁獲量 (kg)	漁獲努力量	

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可 (漁業法第57条第1項の許可をいいます。) に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号 (海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては、承認番号) を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号をそれぞれ記入してください。ただし、許可番号 (承認番号を含みます。) 又は免許番号のいずれも持たない場合には、空欄としてください。
- 「漁船登録番号」及び「船舶の名称」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、空欄としてください。
- 「管理区分」の欄は、漁業法第14条第1項に規定する方針において定める当該特定水産資源の知事管理区分の名称を記入してください。
- 「漁獲量」の欄は、日別漁獲量に代えて月別漁獲量を記入することができます。
- 「漁獲努力量」の欄は、漁業法第14条第1項に規定する方針において定める当該知事管理区分の漁獲努力量の単位に基づき記入してください。

熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第49号

熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則
熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成31年熊本
県規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33
条第2項の規定に基づき、知事管理区分における特定水産資源の採捕の停止その他特定
水産資源の採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（特定水産資源の採捕状況の告示）

第3条 知事は、法第14条第1項に規定する方針で定める特定水産資源ごとの知事管理
区分に係る知事管理漁獲可能量による管理の対象となる期間ごとに、法第33条第2項
各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその旨を告示するもの
とする。

2 知事は、前項の規定による告示をした場合において、当該告示に係る法第33条第2
項各号に掲げる場合に該当しなくなると認めるときは、直ちにその旨を告示するもの
とする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第4条 知事が前条第1項の規定による告示をした場合には、当該告示に係る法第33条
第2項各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する前条第1項の期間の末
日（知事が同条第2項の規定による告示をしたときは、当該告示の日）までの間は、同
条第1項の規定による告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

附 則

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則による改正前の熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関
する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附
則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理
に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、
なお効力を有するものとする。

熊本県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第50号

熊本県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則
熊本県漁港漁場整備法施行細則（昭和48年熊本県規則第36号）の一部を次のように
改正する。

第2条第4項中「第10条」を「第69条第1項」に、「第66条第1項若しくは熊本
県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第7条」を「第57条第1項」に
改め、「（第7条において「同時許可等申請者」という。）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。